

履修要項変更点一覧【2021(令和3)年度入学生対象】

変更箇所	変更内容	変更前	変更後	変更年月
【18ページ】 第1部 履修の心得 IV. 授業科目の開設方法 オンライン授業について	ページの追加	—	「オンライン授業について」(以下、PDFファイル)を追記。 https://monkey.fks.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/pdf/02/2022/online_lebjhuc.pdf	2022年2月
【29ページ】 第1部 履修の心得 VI. 成績評価 11. 追試験	欠席理由証明書の変更	追試験受験希望者は、追試験受験願および試験欠席理由書・欠席理由証明書(医師診断書、交通遅延証明書または事故理由書、就職試験等による場合は会社あるいは団体が発行する証明書等)をその科目の試験日を含めて4日以内(土・日・祝日は含めない。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む4日以内)に経営学部教務課窓口に提出しなければなりません。 交通遅延証明書のうち、WEB発行によるものは、本人が乗車したことを照明するものではありませんので、欠席理由の証明書として、本学では取り扱いできません。 交通遅延証明書は従来通り、「本人が乗降した際に各駅にて受け取ることができるもの」のみを証明書として取り扱います。	追試験受験希望者は、追試験受験願および欠席理由証明書(医師診断書、交通遅延証明書(WEB発行の証明書可)または事故理由書、就職試験等による場合は会社あるいは団体が発行する証明書等)をその科目の試験日を含めて4日以内(土・日・祝日は含めない。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む4日以内)に経営学部教務課窓口に提出しなければなりません。	2022年2月
【91ページ】 第2部 教育課程 IV. 学部共通コース 4.各コース (3)スポーツサイエンスコース	文言の修正	(5)「健康運動実践指導者」、「アシスタントマネジャー」、「トレーニング指導者」の資格を取得したい学生は、以下に記載してあるそれぞれの解説をよく読んで必要な科目を履修してください。 《『健康運動実践指導者』『アシスタントマネジャー』『トレーニング指導者』等の資格取得希望者へー科目履修上の注意ー》 スポーツサイエンスコースには、『健康運動実践指導者』『アシスタントマネジャー』『トレーニング指導者』等の資格取得を希望する学生に対応したカリキュラムが用意されています。それぞれの資格取得に必要な科目をあらかじめ確認し、科目の履修登録を行ってください。	(5)スポーツサイエンスコースには、『健康運動実践指導者』『アシスタントマネジャー』『トレーニング指導者』等の資格取得を希望する学生に対応したカリキュラムが用意されています。以下に記載の資格取得に必要な科目をあらかじめ確認し、科目の履修登録を行ってください。	2022年2月
【19ページ】 第1部 履修の心得 V. 履修登録 2.履修登録制限単位数	文言の削除	(注2)編転入学した者のカリキュラムは、編入学または転入学した年度ではなく、入学を認められた学年の在學生と同様のカリキュラムを適用します。再入学した者については、原則離籍前と同年度のカリキュラムを、復学した者については、休学前と同年度のカリキュラムをそれぞれ適用します。	削除	2025年4月
【119ページ】 第4部 学修生活の手引き 5.休学と復学 (4)の下に追記	文言の追加	—	(5)休学による学年進行 学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。例えば1年生の時に第1学期もしくは第2学期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の一年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できない可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。	2022年4月
【119ページ】 第4部 学修生活の手引き 5.休学と復学 (5)の下に追記	文言の追加	—	(6)復学した際のカリキュラム 復学した者については、休学前と同様のカリキュラムをそれぞれ適用します。	2025年4月
【120ページ】 第4部 学修生活の手引き 6.再入学 (4)の内容変更	文言の追加	(4)再入学を願ひ出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。	(4)再入学を願ひ出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。なお、再入学した者については、原則として、入学を認められた学年の他の在學生と同様のカリキュラムを適用します。	2025年4月
【120ページ】 第4部 学修生活の手引き 7.編入学・転入学 (3)の内容変更	文言の修正	(3)他の大学へ転学を希望する学生は、学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。(学則18条の3)	(3)他の大学へ転学を希望する学生は、学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。(学則19条) ※本学の他学部(同一学部内の他学科・専攻を含む)への転入学の場合は、学則19条に基づく退学の手続きが必要となります。また、編転入学した者のカリキュラムは、編入学または転入学した年度ではなく、入学を認められた学年の他の在學生と同様のカリキュラムを適用します。	2025年4月
履修要項全体	文言の修正	予備登録 事前登録 本登録	抽選登録 選抜登録 オープン登録	2025年4月